東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
新型コロナウイルス感染症対策調整会議（第２回）

日時：令和２年９月23日(水)　17：00～17：40
場所：総理大臣官邸２階　大ホール

議　事　次　第

１．開　会

２．議　事

（１）アスリートへの対応について

（２）東京都、大会組織委員会からの発言

（３）有識者からの意見等

３．閉　会

＜配布資料＞

資料１－１　アスリートへの対応の基本的考え方について

資料１－２　行動制限を緩和する現行の仕組み（ビジネストラック）

資料１－３　国際競技大会における感染防止対策

資料２－１　（論点①）オリパラにおけるアスリート等の出入国に係る措置のあり方について

資料２－２　（論点②）東京大会におけるアスリートを中心とする検査のあり方について

資料２－３　（論点③）アスリートの移動ルールについて

資料２－４　（論点④）アスリートの大会前後（ホストタウン、事前キャンプ地）の対応について

アスリートへの対応の基本的考え方について

○アスリートが安全・安心な環境の下、万全のコンディションでプレーするためには、徹底した感染防止対策と練習等の円滑な準備活動の両立が必要。
○競技会場や選手村等、大会期間中の対応だけでなく、出入国管理、検査を含めた健康管理、移動、ホストタウン等での事前キャンプ・事後交流、医療体制の確保など、入国～大会～出国まで、それぞれの場面ごとの感染症対策やトータルでの環境整備・ルール作りが必要。

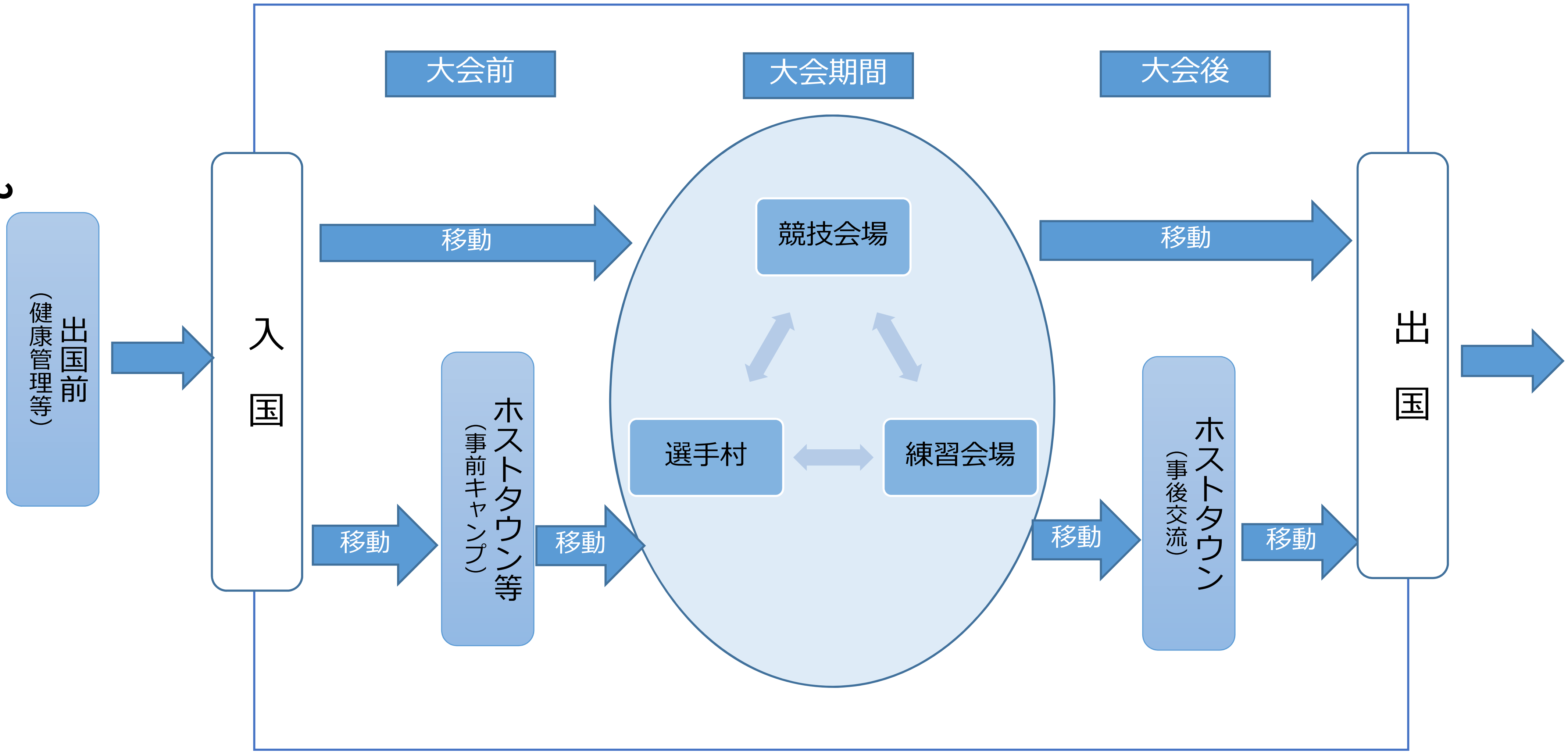

行動制限を緩和する現行の仕組み（ビジネストラック）

資料１－２

入国後14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でのビジネス活動を可能とする

	出国前	入国時（日本）	入国後14日間（日本）	帰国
検査	① • 出国前72時間以内の検査証明	③ • 空港での検査		
行動管理			④ • 滞在先と用務先の往復等に限る • 公共交通機関不使用	本邦活動計画書の提出
健康管理等	② • 日本入国前14日間の健康モニタリング		⑤ • 健康フォローアップ • 接触確認アプリの使用 • 位置情報の保存 ※入国後15日目以降は上記措置の適用なし	
実効性の担保	⑥ 各措置の実施を受入企業・団体が保証（誓約書の提出）			

（注）**入国拒否対象地域**との間でのイメージ

（参考）各国とのビジネストラック調整状況

・シンガポール　：9月18日より開始

・その他15カ国・地域（※）　：調整中

※6月18日の決定に基づき協議・調整を開始した国　：ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランド
7月22日の決定に基づき協議・調整を開始した国・地域：カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾

（参考）
入国後14日間の待機は維持する
レジデンストラックも各国・地域との間で別途調整・運用中

国際競技大会における感染防止対策

資料１－３

	NHL	NBA	全米オープン	全仏オープン	UEFA チャンピオンズリーグ	ITU世界ミックスリレー トライアスロン選手権	2020 パラカヌーW杯
	アイスホッケー	バスケットボール	テニス	テニス	サッカー	トライアスロン	カヌー
	カナダ	アメリカ	アメリカ	フランス	ポルトガル	ドイツ	ハンガリー
	2020年8月1日～10月4日	2020年7月30日～10月13日	2020年8月31日～9月13日	2020年9月27日～10月11日	2020年8月12日～23日	2020年9月4日～5日	2020年9月24日～27日
入国前	・米国を除く各国からの外国人の入国は原則禁止。 ・例外的に入国する渡航者に対して、14日間の自己隔離を義務付け。 ・入国時に検査は求められない。	・旅行健康情報レベル３(不要な渡航延期勧告)の国(日本含む)からの入国者には、自宅等で14日間の自己隔離を要請。 ・過去14日以内に英国、シェンゲン圏、ブラジル、中国等31か国に滞在歴のある外国人は入国拒否。 ・入国時に検査は求められない。 ［大会開催における特別措置］ ・入国拒否対象であっても、大会関係者に係るリストに記載のある者は入国拒否を免除。		・EU、シェンゲン協定加盟国、英国、日本等10カ国以外からの入国は原則不可。 ・上記の者は、入国時の検査、入国後14日間の自己隔離は不要。 ［大会開催における特別措置］ ・参加する選手及びコーチ等に政府から入国許可証が発行され、全ての外国人選手等の入国が認められるが、米国やブラジルなど一部の国に30日以内の滞在歴がある場合は、入国する際にPCR検査の結果が陰性であることを示す必要がある。	・EU、シェンゲン加盟国、英国、日本等11カ国以外からの入国は必要不可欠な目的（勉学、家族、健康及び人道上の理由等）に制限され、出発時にPCR検査の陰性証明の提示が求められる。 ・EU、シェンゲン加盟国、英国、日本等11カ国からの入国にあたって、陰性証明の提示は不要。	・EU加盟国民、シェンゲン協定加盟国民、英国民、豪州等7カ国（日本は含まれない）以外からの入国は原則不可だが、プロスポーツ選手や競技会に参加する選手は例外的に入国が認められる。 ・開催地であるハンブルク州の州令上、リスク国・地域からの入国者は14日間の隔離が求められるが、入国前48時間以内の陰性証明の提示、あるいは入国時に検査で陰性となった場合は隔離免除。	・９月１日から30日間、外国人の入国は原則不可。 ［大会開催における特別措置］ ・９月19日～25日に発行されたPCR検査の陰性証明書を持参し、20日～26日に入国する。
入国後・行動管理	・試合会場、練習場、食事会場（ホテル内のレストラン、バーなど）など指定された範囲内に滞在。 ・各チームは指定のフロアの1人部屋に滞在(他の部屋との往来禁止)。 ・指定の範囲を出る際は許可が必要。	・選手や関係者全員がフロリダ州のディズニーワールドリゾート内スポーツ複合施設に隔離エリアを設置し滞在。 ・施設を出る際は承認が必要。 ・対人間隔確保の警報器装着。	・陰性結果が出た選手にクレデンシャル（証明書）が発行され、試合会場と滞在先との往来可。	・保健当局の見解に従い、ソーシャルディスタンスの確保、手洗い、シャワー使用時以外のマスク着用等の感染防止対策の徹底が求められる。 ・大会専用の公式ホテル（２箇所）に滞在しなければならない。（報道ベース）	・宿舎内は一般客と異なる動線。 ・協定遵守係を任命し、移動、宿舎に係る衛生上の対策を遵守。 ・英語で対応可能な衛生係を任命し、地元当局と密に連携を取りつつ、感染防止対策を実施。	・選手は大会の14日前から大会期間中まで継続的に健康状態（体温、症状を含む）をモニタリングしなければならない。	・毎日検温を行い、体温が38度以上の者は、会場への入場は不可。
入国後・行動管理・輸送	・空港へ移動の際、乗用車の相乗りや公共交通機関（タクシー含む）の使用禁止。 ・開催都市到着時は、バスを提供。 ・チャーター機を使用しない場合、到着後、自宅で４日間の隔離と検査での４回の陰性結果が求められる。	・チャーター機が借り上げバスを使用して隔離エリアへ移動。	・選手や関係者だけが大会指定の輸送手段を利用可能。	・マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保等の感染防止対策の徹底が求められる。	・現地への移動は可能な限りチャーター機を利用。事前に機内の消毒を義務付け。 ・到着後はチャーター機、プライベートバス、宿舎へと直行できるよう努める。	・空港送迎において、代表団同士が交わる機会を最小限にする。	・シャトルバスを利用し、公共交通機関の使用は避ける。
入国後・行動管理・違反した場合	・無許可で指定された範囲から出た場合、個人は10日～14日間の隔離と行動監視。チームはドラフト参加の喪失あるいは罰金となる。	・無許可で隔離エリアを離れた場合、注意、罰金、出場停止、施設からの退出となる。	・無許可で指定された範囲から出た場合は、大会からの除外及び罰金となる。	・アクレディテーション憲章（特に保健プロトコル）を遵守しなかった場合は「注意」から「全仏からの永久追放」の範囲で罰せられる。	"UEFA Return to Play Protocol"には記述なし。	・大会のガイドラインに違反した場合、アクレディテーションを剥奪される。	・大会のマニュアルに違反した場合、アクレディテーションを剥奪される。
入国後・検査	・到着前の7日間で、48時間おきに3回のPCR検査を実施。 ・到着後は毎日PCR検査。 ・許可を得た外出は、戻った際に陰性を確認した上で自室に滞在し、最低４日間連続でPCR検査を受ける。	・隔離エリアに滞在するすべての者は、到着時に１回目のPCR検査を受け、その24時間後に２回目を受け、２回の陰性が確認されるまで隔離を行う。	・滞在先到着時にPCR検査、最初の検査から48時間後に２度目の検査。以後、４日に一度検査を実施。	・競技会場到着前の３日間で２回の陰性証明を求める。 ・到着後、５日ごとに検査を実施。	・（本拠地の）出発前に検査を実施し、原則として出発前に結果が知らされる。 ・開催地に到着後、再度検査を実施し、原則試合開始の６時間前までに結果が知らされる。	・ドイツ到着前に医師の診断書付のPCR検査陰性証明（48時間以内に検査したもの）を提示。	・会場に医療チームを設置。
入国後・検査・陽性者への対応	・24時間間隔でPCR検査を行い、2度の陰性及び発熱等の症状がなければ復帰可。	・２回目の検査を行い、陰性だった者は24時間後に３回目の検査を受ける。 ・３回目の検査で陰性だった場合は、復帰可。	・大会が開始していた場合は棄権となる。	・アクレディテーションが失効する。	・現地保健当局の指示に従う。	・陽性及び、陽性の疑いがある者は隔離となる。	・新型コロナに関係する症状が見受けられた場合、病院で隔離される。

資料２－１

オリパラにおけるアスリート等の出入国に係る措置のあり方について（案）

１．検討対象

（１）選手等※がオリパラに関連して国内で行われる国際大会に出場するため入国するケース
（２）選手等※が東京大会本番に出場するため及び事前キャンプ等に参加するために入国するケース
※指導者(監督、コーチ)、トレーナー、練習パートナー、キャディ、スタッフ、ドクター等を含む

→　まず（１）に対する措置から実施し、（２）に対する措置を調整

（注１）別途、IOC、IPC、IFなど大会関係者が入国するケースについても措置を検討・実施する。
（注２）オリパラに向けて、日本を拠点にする日本人選手等が海外大会に出場した後、帰国するケースについても対応していく。

２．対応案

東京大会に関連し、必要な防疫上の措置を講じた上で選手等の入国を認め、アスリートの特性、入国後想定される活動等を踏まえ、入国後14日間の自宅等待機期間中の活動（練習や大会参加等）を可能とする仕組みを創設してはどうか。その際、IOC、IPC、IF等と連携しつつ、詳細な検討が必要。

出　国

〇出国前(72時間以内)に検査を受検し、「陰性」の検査証明を取得
※検査証明を取得できない国の扱いは更に検討
〇入国前14日間の健康モニタリングの提出を求める　等

入　国

〇空港において検査を受検(検査結果判明まで、指示した待機場所に留まる)

入国後14日間

［ 健康管理 ］
〇健康状態を記録
〇接触確認アプリを使用して陽性者と接触した可能性を通知
〇陽性者が判明した場合、さかのぼって行動を確認するため、地図アプリで位置情報保存　等

［ 行動管理 ］
〇用務先(競技会場、練習場等)と移動手段等を記載した活動計画書を事前に提出
〇行動計画を遵守する旨の誓約書を提出　等
◆保健当局の意見を踏まえ、競技毎の運営方法、選手村の使用ルールについて、第3回で議論

※ 移動手段
〇公共交通機関を利用せず、専用車での移動が原則
◆ホストタウンや地方の競技会場等への移動など航空機や新幹線等の利用がやむを得ない場合に限定的に使用（不特定多数との接触を行わないため、乗客とのソーシャルディスタンスの確保する等）

［ 実効性の担保 ］
〇受入責任者による管理
◆組織委、国、NOC等で情報共有
◆各国ごとに情報集約・管理を行う者を配置
◆行動管理に違反したときの措置をルール化　等

※ ◆は主に上記（２）に向けて詳細を調整

選手村運営上必要な措置として、14日間経過後の選手村滞在中の管理のあり方、日本人アスリートの扱いについては第3回で議論。

東京大会におけるアスリートを中心とする検査のあり方について（案）

１．検討対象

(1)　東京大会、東京大会に関連する大会（テストイベント等）に出場する外国人選手等
(2)　東京大会等に出場する国内在住の日本人選手等
(3)　大会関係者（IOC、IPC、IF等）
(4)　選手等との接触が見込まれる者（ホストタウン・事前キャンプ、選手村担当者等）

２．対応案

下記のとおり、ジャーニー（行程）の場面ごとに検査のあり方を検討してはどうか。

・出入国時における防疫施策の一環としての外国人選手等への検査を求めるほか、入国後もホストタウン・選手村を安全安心な環境とする等大会運営上必要な検査を実施
・国内在住の日本人選手等も大会運営上必要な措置を外国人選手等と同様に実施
※その際、IOC、IPC、IF等と連携しつつ、詳細な検討を進めていくことが必要

	【外国人選手等】	【国内在住の日本人選手等】	【選手等との接触者】
出　国	〇出国前（72時間以内）検査		
入　国	〇入国検査		
事前キャンプ・ホストタウン	[2021年７月上旬以降] 〇到着時検査 〇滞在期間中の検査	（ナショナルトレーニングセンター・事前キャンプ到着時等） [2021年７月上旬以降] 〇到着時検査 〇滞在期間中の検査	[2021年７月上旬以降] 〇選手滞在期間中の検査
選手村等	〇到着時検査 〇滞在期間中の検査	〇到着時検査 〇滞在期間中の検査	〇選手滞在期間中の検査
競技会場等	〇各国際競技団体のガイドライン等を踏まえた試合前検査	〇各国際競技団体のガイドライン等を踏まえた試合前検査	〇競技期間中の検査

※　選手村・試合前検査やホストタウン・事前キャンプにおける検査に係る実施頻度等の検査のあり方、検査体制や陽性者発生時の保健・医療の体制等の確保については、今後、詳細な検討を進める

検査結果について、速やかに把握・共有するシステムを構築

アスリートの移動ルールについて（案）

資料２－３

１．検討対象

（１）入国空港から選手村に直行するケース
（２）入国空港からホストタウン等を経由して選手村に移動するケース
（３）大会期間中の選手村から競技会場・練習会場等に移動するケース
※大会終了後の移動については、経路に合わせて（１）又は（２）と同様のルールを想定

２．対応案

※（１)(２)(３)の全てのケースにおいて、以下の枠組みでアスリートへの対応を検討してはどうか。
その際、IOC、IPC、IF等と連携しつつ、詳細な検討を進めていくことが必要。

<u>全ケース共通</u>

○ ホストタウン・事前キャンプ地を含む国内の全行程を登録させる。

○ 登録された国内行程を基に選手等の入国から出国に至るまでの国内行程を網羅的に把握。

○ 選手等は、選手村と競技会場、練習会場等の間を原則として専用車両で移動。但し、公共交通機関の利用がやむを得ない場合は限定的に利用（航空機、新幹線等）。

○ 選手等の移動に関して必要な感染防止策については、オリパラにおけるアスリート等の出入国に係る措置や業種別ガイドラインを踏まえ検討。

○ 安全・安心な大会運営の観点から、選手等の国内移動時の具体的な感染防止策を策定。

・入国時・出国時の空港と選手村間の移動
・選手村と競技会場、練習会場等との間の移動
・選手村とIBC＜国際放送センター＞/MPC＜メインプレスセンター＞間の移動
・都市間の移動
・自己手配車両等による移動
・荷物の取扱い　　等

<u>（１）入国空港から選手村に直行するケース</u>

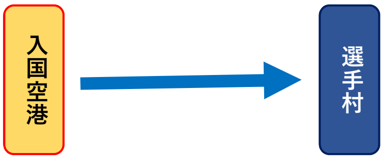

○ 入国後、選手村に直行する選手等は、原則として組織委が調達する専用車両で移動。

<u>（２）入国空港からホストタウン等を経由して選手村に移動するケース</u>

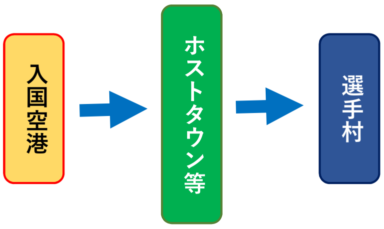

○ 大会前のホストタウン交流や事前合宿等のため、選手村に直行しない選手等は、原則としてホストタウン等が調達する専用車両で移動。但し、公共交通機関の利用がやむを得ない場合は限定的に利用（航空機、新幹線等）。

○ 選手等の受入れ自治体等は、ホストタウン等への移動時の具体的な感染防止策（移動ルール）を定め、「受入れマニュアル」に記載。

○ 移動ルールの順守を担保する方策を検討。

<u>（３）大会期間中の選手村から競技会場・練習会場等に移動するケース</u>

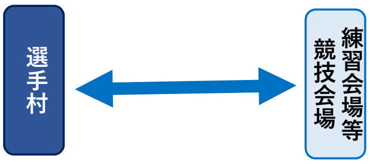

○ 選手村から競技会場・練習会場等への移動は、原則として組織委が調達する専用車両で移動。但し、公共交通機関の利用がやむを得ない場合は限定的に利用（航空機、新幹線等）。

資料２－４

アスリートの大会前後（ホストタウン、事前キャンプ地）の対応について（案）

●ホストタウン、事前キャンプ地については、以下の枠組みで対応を検討してはどうか。
●国（内閣官房オリパラ事務局）が「受入れマニュアル作成の手引き（仮称）」を作成し、ホストタウン及び事前キャンプ地における感染防止対策等を定めた「受入れマニュアル」を受入れ自治体に作成いただくこととしてはどうか。
●日本人選手の事前キャンプについても、同様の取扱いとする。
●なお、現時点では、ホストタウンでない事前キャンプ地情報は網羅的な把握ができていないことから、来年の大会に向け、それらの状況を把握できる仕組みを構築していくことが必要。
●これらの検討に際しては、IOC、IPC、IF等と連携しつつ、詳細な検討を進めていくことが必要。

項目	方針
行程	○ホストタウン・事前キャンプ地を含む国内行程を登録。 なお、ホストタウンでないキャンプ地については、対応の差異が出ないよう、受入れ自治体等にはホストタウンの登録を促す。
移動 （HT外との間）	○調整会議（「３移動ルール」）での検討結果を踏まえて、各自治体が受け入れる相手国・地域のNOC/NPC又はNF等と各自治体が協議の上で、空港－ホストタウン等間、ホストタウン等－選手村間の移動手段・ルートを決定するとともに、以下の方策を講じる。 ・移動ルート計画の策定 ・移動手段に応じた感染防止策の策定(飛行機、新幹線等の乗車ルール、乗換え場所、SA・PA等での行動管理) ・接触者が対応すべき事項の策定（通訳、ガイド、専用車両の運転手等の事前の健康管理・検査の必要性の有無等）
練習	○競技会場・選手村における取扱い等を踏まえて、以下の方策を講じる。 ・貸切空間（体育館、競技場等、更衣室、シャワー室）における感染防止策の策定 ・貸切空間以外での対処必要箇所の特定（トイレ等）及び感染防止策の策定 ・動線の設定 ・練習相手、練習補助者、審判、スタッフに求める対応策の策定 ・公開練習時のメディア、聴衆者等が対応すべき事項の策定 ・競技特性に応じた対応策の策定（用具、床等消毒の方法等）
交流	○「新しい生活様式」や関連する業種別ガイドラインを参照しつつ、各自治体が受け入れる相手国・地域のNOC/NPC又はNF等と協議の上で、必要な感染防止策を取りつつ、適切な方法により実施。
宿泊	○選手村における取扱い等を踏まえて、以下の方策を講じる。 ・宿泊ホテルの選定 ・部屋割り、ホテル内のゾーニング ・共用部分（ロビー、ラウンジ、風呂・温泉等）の利用可否の決定 ・動線の設定 ・感染防止策の策定（事業者側、利用者側）
食事	○朝・昼・夕・補食ごとの提供方法に応じた感染防止策（喫食場所・提供方法等）を講じる。
域内移動	○域内の行動制限については、必要な事項を定める。 ○実効性を担保する方策について今後検討。 ○滞在における感染防止対策については、宿泊、食事、各施設、競技団体などが作成している、関連する業種別ガイドラインを参照しつつ、組織委が定める選手村での感染防止対策と整合するよう受入れマニュアルに規定。 ○選手村における取扱い等を踏まえて、以下の方策を講じる。 ・滞在中の行動範囲及び利用施設の特定 ・接触者に求める対応策の策定 ・選手等への感染防止策の周知・徹底 ・入国制限緩和の条件及び組織委員会が定める条件を満たすための行動制限の設定 ・健康チェック、行動記録のフォロー ・事前想定外の移動・行動が生じる場合の対応策の策定（怪我等での病院対応等） ○メディア対応について、選手村における取扱い等を踏まえて、選手等への取材ルール（場所の特定、人数・時間の制限等）を設定する。
医療	○保健所、医療機関と受入れ自治体等との連携体制を構築するとともに、関係機関間の情報共有ルールを策定する。 ○陽性者等が出た場合の対応（疑い事例の相談・受診先の確保、行政検査、病床・宿泊療養施設、搬送手段の準備等）方針を定める。 ○対外公表ルールについて、相手国・地域のNOC、国、組織委等と調整の上で策定する。
検査	○ホストタウン・事前キャンプ地における検査に係る実施頻度等の検査のあり方、検査体制や陽性者発生時の保健・医療の体制等の確保については、今後、詳細な検討を進める。 なお、検査を実施しない市民についても感染防止策を適切に講じる。

その他 留意事項	○大会に参加するNOC/NPC、NF等による選手団が個別に日本国内の大学・企業と連携し、事前キャンプを実施する場合であっても、当該施設が所在する自治体と連携し、もれのない対応を行うよう要請。この場合、当該受入大学・企業は「受入自治体マニュアル」に準じたマニュアルを作成することとする。 ○パラリンピック選手受入れに際して特に注意すべき点を整理の上、明記する。 ○ホストタウン等、都道府県、組織委員会、内閣官房オリパラ事務局との情報共有（定例報告、行程に変更があった場合の連絡等）の仕組みを設ける。 ○相談窓口の設置や、必要な支援の検討。